



## 子ども家庭総合支援拠点を設置しました

妊娠期から18歳までの子どもの健やかな成長をサポートする場所として、「子ども家庭総合支援拠点」を健康こども課内に設置しました。

子育てをしていく中で、子どもに腹が立ったり、イライラしたりする事は、子育て中の保護者の多くが経験しています。子育てが上手くいかず悩んだり、子どもが言う事をきかずに、怒鳴ったり、叩きたくなったりする事もあるかもしれません。

子育てはとても大変な事です。大変さを一人で抱えるのではなく、困った事があればどのような事でも大丈夫です。何でもお気軽に相談してください。

### こんな時、ご相談ください

- 誰かに話を聞いてほしい
- どこに聞いたらいいのかわからない
- 育児で心配なことがあったり、子どもと居るのがつらい
- 学校・保育園・こども園などのなやみごと
- 親子（家族）の関係
- ヤングケアラーと思われる子どもがいる
- 虐待かもしれない…と思うときなど



相談時間：月～金曜（祝祭日、年末年始を除く）  
8時45分～17時30分

問い合わせ先／子ども家庭総合支援拠点（役場健康こども課）☎482-2935

## 児童手当の現況届けについて

6月に児童手当の現況届があります。

◆ 原則提出は不要ですが、一部の方は提出が必要なため別途個別にご案内いたします。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係☎482-2935（課直通）

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 令和6年度の保険料等について

#### ● 6月に保険料額をお知らせします

令和6年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

|                                      |   |   |   |   |
|--------------------------------------|---|---|---|---|
| 均等割<br>【1人当たりの保険料】<br><b>52,953円</b> | + | 所得割<br>【本人の所得に応じた額】<br>(令和5年中の所得－最大43万円) ×<br><b>11.79%</b> | = | <b>1年間の保険料</b><br>【限度額80万円】<br>(100円未満切捨) |
|--------------------------------------|---|---|---|---|

- 1年間の保険料の上限額は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～

- 「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- 令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

#### ◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は役場健康こども課保険年金係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

#### ● ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望シール」を提示することによりお願いすることができます。

「希望シール」が必要な方は役場健康こども課保険年金係までお問い合わせください。

#### ◆ 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

#### ◆ 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問い合わせ先／北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
役場健康こども課保険年金係 ☎482-2935（課直通）